

令和7年8月14日

令和7年度「行政相談月間」(9月、10月)の行事

総務省では、行政相談及び行政相談委員制度について国民の皆様に理解いただき、その利用を促進することを目的として、9月と10月を「行政相談月間」と定めて、同月間を中心に各種行事を実施します。

総務省大分行政監視行政相談センターでは、「行政相談月間」を中心に、コンパルホール(大分市)で「**暮らし・行政なんでも相談所**」を開設するほか、行政相談委員との共催によりゆめタウン中津等で特設の相談所を開設します。ご相談は全て無料となっております。

「暮らし・行政なんでも相談所」を開設

生活の中で困っていること、行政に関する苦情や意見・要望等に、国の行政機関、地方公共団体や弁護士等の専門家が相談に応じます。法務局、国税局、各士業団体など相続問題に関係する機関も参加予定ですので、令和6年4月から義務化された相続登記についてもワンストップで相談することができます。

日時	: 9月11日(木) 12:00~16:00 (受付は15:30まで)
場所	: コンパルホール 3階多目的ホール (大分市府内町1丁目5番38号)
予約期間	: 8月28日(木)~9月8日(月) (平日のみ8:30~17:15 9月8日は正午まで)
参加機関	: 大分地方法務局、熊本国税局、大分県、大分県大分土木事務所、大分県警察本部、大分市(消費生活・道路)、大分県弁護士会、大分県司法書士会、大分県行政書士会、行政相談委員、大分行政監視行政相談センター
	(11機関等参加予定)

熊本国税局(国税に関する相談)・弁護士(法律問題等)・司法書士(遺言・相続、登記等)・行政書士(行政手続等)へのご相談は事前予約が必要です。

※予約受付電話は【097-532-3715(大分行政監視行政相談センター(きくみみ大分))】

その他の機関は予約不要です。複数の機関に相談することも可能です(ただし、予約枠の都合で応じることができない場合があります)。

お気軽に相談会場にお越しく下さい。

行政相談委員による行政相談所の開設

総務省大分行政監視行政相談センターと行政相談委員との共催により、多くの留学生が在籍する立命館アジア太平洋大学（APU）で外国人留学生を含む学生や教職員の方々を対象とした特設相談所を開設します。また、ゆめタウン中津やぶんごおおのフェスタで買い物中の方々や祭りの来場者の方々などを対象に特設相談所を開設します。

また、県内全市町村に配置されている総務大臣の委嘱を受けた 68 人の行政相談委員は、各市町村において毎月開設している定例行政相談所のほか、行政相談月間を中心に県内各地で巡回行政相談所等を開設します。これらの相談所で行政相談委員は地域にお住まいの住民の皆様から、行政に関する苦情や意見・要望等を受け付けます。

◇ 立命館アジア太平洋大学（APU）

日 時：10月10日（金）10時～14時

場 所：立命館アジア太平洋大学（APU）E棟1階カフェテリア（別府市十文字原1-1）

参加機関：福岡出入国在留管理局大分出張所、大分県外国人総合相談センター、別府市、
日本年金機構、別府年金事務所、行政相談委員、大分行政監視行政相談センター

相談例：役所の手続きをどこでしたらよいか不明、在留資格認定証明書の申し込みをしたのに長い間回答がない、年金の学生納付特例制度について教えてほしい 等

※ 外国人留学生を含む立命館アジア太平洋大学の学生や教職員を対象とした相談所です。

◇ ゆめタウン中津

日 時：10月30日（木）10時～14時

場 所：ゆめタウン中津 1階（中津市蛭子町3丁目99）

参加機関：行政相談委員、大分行政監視行政相談センター

※ 買い物中の方々などを対象に相談を受け付けます。また、行政相談マスコット「キクーン」が行政相談の広報活動を行います。

◇ ぶんごおおのフェスタ

日 時：11月2日（日）10時～15時（予定）

場 所：エイトピアおおの（豊後大野市三重町内田878番地）

参加機関：行政相談委員、大分行政監視行政相談センター

※ 祭りの来場者の方々などを対象に相談を受け付けます。また、行政相談マスコット「キクーン」が行政相談の広報活動を行います。

【連絡先】

総務省大分行政監視行政相談センター

電 話：097-532-3715（代表）

E-mail：oaita30(@)soumu.go.jp



（当センターホームページのQRコード）